

# アメリカ法における遺言による 信託の設定と遺言書の作成

石川 稔

## 目次

- I はじめに
- II 遺言書の作成とその様式
  - 1. 遺言補足書
  - 2. 遺言の統合
  - 3. 指示による別書面の遺言への組み込み
  - 4. 独立した意味をもつ事実への照合
- III 遺言による信託の設定
  - 1. 遺言信託一般
  - 2. 注ぎ込み信託
  - 3. 秘密信託
- IV むすび

## I はじめに

遺言によって信託が設定されることが少なくない。この遺言によって設定された信託を遺言信託 (testamentary trust) と呼ぶ。遺言信託を設定するには、遺言法の要求する要件 (必ずしも遺言の方式だけを意味しない) を充たし、かつそのうえで遺言中に信託を設定するために必要な信託法上の要件である信託意思 (trust intent) の存在、受託物 (trust res) および受益者の特定があらわれていることが必要とされる。したがって、遺言によって信託を設定するときは遺言法と信託法との双方が絡み合って現われることが少なくない。換言すれば、遺言法と信託法とが交錯するところに遺言信託があるのである。そこで、遺言法の側面から論ずることもまた信託法の側面から論ずることも可能であるが、本

稿では遺言法の側面から取り上げることにはしたい。そのはじめとして遺言による信託の設定の出発点となる遺言書の作成をめぐる問題点を取り上げることにする。遺言書の作成をめぐる問題点といっても遺言の方式に関するそれではない。

しかし、アメリカにおける遺言の方式についてここで一言だけ述べておけば、アメリカにおける一般の遺言の方式である正式遺言 (formal will) は、遺言者が証人 (通常は2名) の面前に遺言書を提出し、これが自分の遺言書である旨を告げ証人の前で署名し、証人がまた署名をするというものである。こうした遺言の方式についても様々な問題が存するが、この点は別稿<sup>(1)</sup>にゆづり、本稿では遺言書の作成の仕方、遺言検認時に提出される遺言書に着目して例えば遺言書の様式、の問題を論ずるものである。

アメリカでは、1通の書面によって遺言書が作成されることは少ない。数通の書面がある場合にそれらの書面がすべて遺言書なのか、あるいは遺言の方式を充たした書面は1通であるが、他の書面が引用されている場合は遺言として認められるのかといった問題が遺言書の作成の仕方との関係で様々な問題として生じてくるのである。とくに、遺言によって信託を設定する場合であれば、かなり詳細な事柄を定めることが必要とされるので、遺言書の作成の仕方の問題を生じさせることになるであろう。そこで、こうした事項をすべて遺言書中で定める場合から遺言書とは別の書面を利用する場合まで様々な作成方法が用いられている。アメリカでは、遺言は信託設定のために使われるといっても過言でなく、遺言法の問題が信託に関わっている場合も少なくない。そこで、本稿はアメリカ遺言信託法研究の序説として、まずはじめに遺言書の作成の仕方ないしその様式の問題を取り上げ、これと関係する信託法上の問題として注ぎ込み信託と秘密信託とを論じたいと思う。

(1) 石川稔「アメリカにおける自筆証書遺言の方式」ジュリスト715号(1980年) 45頁以下および同「遺産相続にしひがし<アメリカ篇(3)>」国際税務3巻(1983年) 12頁以下。

## II 遺言書の作成とその様式

遺言の作成の仕方は様々である。1つの書面が遺言の方式を充たしているときに、この遺言たることを他の書面に押し及ぼせるのはいかなる場合か、あるいは遺言の内容を決定する遺言外の実事を使うことが許されるのはいかなる場合かが問題とされる。そこで、本章では、(1)遺言補足書による再公示(republication by codicil)、(2)別葉の書面の遺言への統合(integration of wills)、(3)別書面が遺言書中で引合いに出されているときに、その書面を遺言書へ組み込むこと、すなわち指示による組み込み(incorporation by reference)、(4)遺言に影響を及ぼさない遺言外の独立した意味を有する事実(facts of independent significance)の4つに分けて考察することにしたい。(1)(2)は遺言信託に直接関係しないが、間接的に関連する。(3)(4)はいわゆる注ぎ込み信託(pour over trust)に、(4)は秘密信託(secret trust)(口頭による指示のある場合)にも関係してくることになる。

### 1. 遺言補足書(codicil)

(イ) アメリカでは、遺言の修正や付加のために遺言補足書が使われる。それは先に書いた遺言を撤回し、改めて一から作り直すのはたいへんであるから、別書面を作成して修正や付加を行なうのである。だから、先の遺言に対する付属書という形をとるけれども、遺言補足書がそれ自体遺言の方式に則って作成されなければならないのである。換言すれば、前の遺言の全部を撤回しない後の遺言であるといえる。その結果、前の遺言の内容の全部につき、遺言を作り変えたものでないかぎり遺言の撤回は認められず、後の遺言は遺言補足書として取り扱われることになるのである。<sup>(2)</sup>このように、遺言補足書は先に書いた遺言を更新する作用をもつ。遺言は死亡時の財産の処分をするものであるけれども、遺言の作成された時によって遺言は読まれる(すなわち解釈される)ことが必要である。したがって、遺言補足書によって更新された遺言は、遺言補足書の作成時を基準にして読まれることになるのである。このような遺言補足書

のもつ機能を doctrine of republication by codicil という。

ところで、ある書面が遺言補足書であるかどうかは次の3つの条件の存否によって判定されるとする判例法が確立している<sup>(3)</sup>とされる。すなわち、

- ① 後の書面が遺言法の要件を充たしていること。
- ② 遺言の方式の要件を充たす書面がこれ以前に存在すること。
- ③ 後の書面が明示にまたは必要な推論によって (by necessary inference) 前の遺言全部を撤回するものでないこと。

上の3つの条件はこのように整理されてしまえば、ごく当り前のことのようにみえるが、それは結論を示したものであって、実際にはこの結論へ導かれる過程が問題となるのである。具体的に述べよう。

(ロ) 遺言者が先に作成した遺言を撤回したのちに、撤回した遺言の存在を前提としてその遺言に対する遺言補足書を作成した場合や遺言者が先に作成した遺言が方式欠除などにより無効であるにも拘らず、このことを知らずにそれに対する遺言補足書を作成した場合に、どのように取り扱われるかが問題とされる。結論的に言えば、遺言者の意思に反しないかぎり、撤回された遺言は遺言補足書によって復活されるのであり、また方式欠除などによる無効の遺言は有効な遺言補足書によって遺言書たりうる<sup>(4)</sup>のである。しかし、その理由づけについては裁判所は3通りの考え方を採っている<sup>(5)</sup>。1つは、先の書面が遺言補足書によって再作成されたものと取り扱われ、2つの書面は通常の遺言と遺言補足書との関係と同じものと解されるのである。これは再作成の理論 (theory of re-execution) によってもたらされるものと考えられるのである。換言すれば、撤回された遺言の場合には遺言補足書によって遺言は復活させられるのである<sup>(6)</sup>といってもよい。2つは、先の書面は遺言補足書の作成時に作成された遺言であると考え、2葉をもつ1通の書面として取り扱う考え方である。この考え方は遺言者の意思を重視し遺言の解釈の問題として導かれるものである。最後は、先の書面 (撤回された遺言書または無効な遺言書) は本章3で述べる指示による別書面の組み込み (incorporation by reference) の法理によって遺言への組み込みが認められるのであって、遺言補足書それ自体が本体としての遺言である

とする考え方である。

以上のような複数の考え方に対し、裁判所は混乱しているのであって、無効な遺言書に対する遺言補足書の効果の問題は指示による組み込みの問題である<sup>(7)</sup>と考えるのが適切であるとする見解もある。しかし、今日遺言補足書が先の書面を再作成することは、指示による組み込みの法理から抽出された理論であるとしても、あたかも1つの独立した理論であるかのごとき観を呈しているのであり、通常再公示 (republication) の問題として取り扱われている。したがって、いずれの考え方によるにせよ、再公示 (repulication) の理論により先に書かれた書面は遺言補足書によって遺言たる意味を付与されるのであり、また既に存在する有効な遺言もすべて遺言補足書の作成時を基準として解釈されるのである。その結果、遺言の撤回に関しては次のようなこともおこりうる。すなわち、In re Knecht's Estate, 341 Pa. 292, 19 A. 2d 111 (1941) において遺言者は第1の遺言を第2の遺言により撤回した。第2の遺言は第1の遺言と矛盾する規定を含んでいた。その後遺言者は第1の遺言の補足書を作成した。そこで第1の遺言は遺言補足書の作成日に再作成されたことになり、抵触 (inconsistency) によって第2の遺言は撤回されたことになった。

(v) さらに、遺言が複数存在する場合にはどの遺言に対する遺言補足書であるかが問題となることもある。Estate of Mercer, 207 Misc. 346, 137 N. Y. S. 2d, 768 (1955), aff'd 144 N. Y. S. 2d 920 は遺言者が3つの遺言書を作成していた事例である。1951年1月23日付の遺言は1951年5月15日に作成された遺言によって撤回された。その後1952年6月24日付の遺言の方式を欠くために無効である遺言が書かれていた。遺言補足書は撤回された1951年1月23日付の遺言書の最終頁に書かれてあった。そこで、1951年1月23日付遺言書を再作成したのか、1951年5月15日付の遺言の補足書なのか争われた。裁判所は、この書面は1951年5月15日付の有効な遺言の補足書であると認定し、この書面が書かれていた撤回された遺言の補足書ではないと判示したのである。

遺言補足書は合理的確実性をもって (with reasonable certainty) 遺言を記述していることが必要なのであると説かれるが、結局遺言の特定は遺言補足書の<sup>(8)</sup>

合理的な解釈によって決定されるのである。

(二) 遺言補足書は再公示 (republication) の機能をもつものであるが、それは遺言者の意思を基礎としたものであると考えられている。したがって、再公示 (republication) の法理の適用が遺言者の意思に反するものであれば、これは適用されないのである。したがって、一部撤回された遺贈や満足 (satisfaction) によって消滅した遺贈は遺言補足書にそれらを復活させる遺言者の意思が明示に現われていない場合には復活しないものとされるのである。<sup>(9)</sup>

(2) Robert L. Mennell, *Wills and Trusts in a Nutshell*, p. 106 (1979).

(3) Mennell, *supra* note 2, at 106-7.

(4) ただし、統一遺産管理法典 (Uniform Probate Code) 第2—510節はこのような結果を認めない。

(5) Mennell, *supra* note 2, at 108.

(6) Ritchie, Alford & Effland, *Decedents' Estates and Trusts*, p. 306 (6th ed. 1982).

(7) Scoles & Halbach, *Decedents' Estates and Trusts*, p. 123 (2nd ed. 1973).

(8) Ritchie et al, *supra* note 6, at 306.

(9) Ritchie et al, *supra* note 6, at 307.

## 2. 遺言の統合 (integration of wills)

(イ) 通常、遺言は数葉にわたり、これが1通の遺言書を構成するものとして検認のため裁判所へ提出される。そこで、この数葉にわたる書面が果して1通の遺言書を構成するものであるかどうかが問題とされるのである。換言すれば、①それら数葉はすべて遺言作成時に存したもののなかかどうか、②仮にそうとしても、それらの書面は遺言作成時に遺言の一部として意図されたもののなかかどうか、が検認時に証明され決定されなければならないのである。<sup>(10)</sup> 遺言の統合 (integration of wills) とは、どの部分が遺言を構成するものかを決定する行為であって、<sup>(11)</sup> 数葉にわたる遺言書があるときには常に問題となるものである。

遺言が数葉にわたる場合、それらの数葉はホチキスでとめられているとか紐で綴られているとか、その他何らかの方法で書面がくっついているのが通常で<sup>(12)</sup>

ある。しかも弁護士が遺言書を作成する際には、さらに確認のため連続番号を打った葉に各証人が署名するかイニシャルを書くことを行なうことがあるとい<sup>(13)</sup>われる。このように1通の遺言書としての確認がなされているものであれば、遺言の統合の問題は簡単に処理され、何ら問題はおこらない。しかし、そのようなことがなされていない場合であると、数葉が1通の遺言書として綴じられている場合であってもそのなかの何枚かが遺言作成後にさしかえられていたということがおこりうるかもしれないのである。もちろん、それはすべて証拠判断の問題である。しかし、数葉が綴じられていれば、それら数葉が遺言として認められるための一応の蓋然証拠 (prima facie evidence) があるものと解され<sup>(14)</sup>ている。

問題は綴じられてない数葉の書面 (unattached sheets of paper) の場合である。この場合には数葉の書面の文言が論理的につながっていること、あるいは意味のうえで結びついていること、あるいは文法的につながっていること、連続番号が打ってあること、一緒に折り込まれていること、それら数葉が全体を通して意味のある処理のパターンを示していることなどによって、遺言者が1通の遺言書として構成しようとしたことが推論されるならば、それら数葉の書面は統合され1通の遺言書とされるのである。<sup>(15)</sup>換言すれば、遺言の統合は遺言条項の内的な結びつき (internal coherence) から生ずる推定に基づいて行なわれるのである。<sup>(16)</sup>もっとも、自筆証書遺言では、作成の時と場所にかかわらず自筆であることが確認されれば、遺言として統合が認められることが少なくな<sup>(17)</sup>い。ただし、自筆証書遺言を認める州は半数程度の州にしかすぎないことに注意しなければならない。

ところで、さらに困難な問題は、何らの方法でも綴じられておらず、かつ、また内容としてもつながりがない場合である。この点に関するリーディング・ケースは、Cole v. Webb, 220 Ky. 817, 205 S. W. 1035 (1927) である。このケースでは1枚目には財産処分条項と遺言執行者の氏名とが書かれ、2枚目の冒頭に証明文言、すなわち遺言者の署名と証人の署名とが書かれていた。本件では2名の証人と本件遺言を準備した弁護士とが証言し、2枚の書面は遺言書

であると確認した。このケースでは、遺言書それ自体からの判定は困難であったが、外的証拠、すなわち証人の証言によって遺言書の統合を認めることを許容する途を開いたのである。その結果、遺言書の検認はより一層困難な認定作業を要求されることになった。

(ロ) 遺言の統合が問題となるケースは、①遺言意思が表われた書面かどうか、②遺言として証人の面前に提出されたかどうか、の2点に関する。①の遺言意思の有無について問題とされた事例としては *In re Maginn's Estate*, 289 Pa. 514, 127 A. 79 (1924) がある。この裁判例は次のようなものであった。遺言の方式として遺言の末尾に遺言者と証人との署名が要求されるペンシルヴァニア州において、クリップによってとめられていたタイプで打たれた7葉の初めの1枚目に遺言者と証人との署名があった、というケースである。そこで、判決は遺言法の要件との関係を問題にする。すなわち、右のような遺言においては2枚目以下をさしかえることも、またとりはずすこともできる。遺言者には遺言を書くという意図はあったかもしれないが、遺言法の要件と一致せず、書面は内的意味によっても結合していないとされた (*In re Maginn's Estate*, 278 Pa. 89, 122 A. 264 (1923))。ところが、その後さらに、7葉のうち3葉は遺言であるとして再度検認が申し立てられたのが本件である。裁判所は、数葉の結びつきは遺言の表面にあらわれていなければならない、外的証拠 (extrinsic evidence) <sup>(18)</sup> によって結びつきの順序を確定することはできないとしたうえで、第1葉は第2葉と、第2葉は第3葉と、第1葉は第3葉と、それぞれいづれも内的意味の結びつきはなく、それらの葉は番号も打たれておらず、またそれら3葉は遺言者の完成した遺言目的をあらわしていないとして、遺言として認めず検認申立を却下した。

遺言の統合についての裁判例の多くは②の遺言作成時に証人の面前に提出されたものかどうかにかかわる。

この点に関する例として自筆証書遺言を認めないメイン州でおきた事件 *Appeal of Sleeper*, 129 Me. 194, 151 A. 150 (1930) がよく知られている。この事例では、検認のため提出された書面は自筆で便箋に書かれた28葉で、一緒

に折り込まれて封筒に入れられていたが、各葉は様々な色のインクで書かれていたのである。遺言作成の経緯は次のようなものであった。ミス・ガムマンスは取引先の銀行を訪れ貸金庫室に入り、銀行員を呼び寄せて、遺言の証人になるよう依頼した。銀行員はテーブルの上に積み上げられている紙片のなかから一番上の1枚を手渡され確認することを求められた。それには遺言作成文言と証明文言だけが書かれていた。証人は誰れ1人として枚数の確認をしなかった。右のような事案において判決は、すべての紙片が遺言作成時にその場所にあつて、遺言者が1通の書面として、かつ遺言としてそれを作成することを意図したことがあらわれていれば、それで十分であるとしたうえで、問題の28葉の紙片が遺言として確立される必要な要件を示す証拠があるかどうかであると、様々な色のインクであるいはペンでそのときの調子によって書かれた書面のわずかな差異を問題とする。そして「数葉がそのように書かれているので、1葉が取りはずされ、別のものがさしかえられうるという事実は、それを再び正式に作成するのではなく、その作成後に変更することによって遺言法をくぐる遺言者の側の意図を示しているし、これは彼女の遺言として、これらの書面を認めることの妨げとなる」として、検認申立を却下したのである。

判決は、すべての紙片が遺言作成時に存したかどうかについては直接ふれていない。しかし、反対意見は、本件遺言はパッチワーク(patch work)であると端的に指摘し、これが遺言作成前にすべて書かれていたものであることの証明は遺言書の検認請求者(proponent)が負担すべきものであることを説いているし、また多数意見も遺言作成後に少しずつ書き換えられた可能性を指摘するものとみていると見てさしつかえなさそうである。アメリカの諸学者もこのケースは、証人の面前に書面がすべて提出されていなかった(その後<sup>(19)</sup>に書かれていた)事例と解している。

いま1つ例をあげよう。Estate of Beale, 15 Wis. 2d 546, 113 N. W. 2d 380 (1962)は、14頁のタイプで打たれた書面のうち12葉と13葉とが遺言作成時に存在したかどうかの問題とされたケースである。事案は次のとおりである。ハワード・ケネディ・ビール氏はウィスコンシン大学の歴史学の教授であつ

た。1959年6月20日に秘書に14頁にわたる書面をタイプさせ、これをもってニュー・ヨークへ向けて出発した。翌21日にニュー・ヨークの友人の家でパーティが開かれた際、この書類をテーブルの上にもち出し、そこに集っていた3人の教授に証人となることを依頼した。しかし、証人らは審理の際自ら署名した書面を除きそれらの書面の同一性を確認することはできなかった。ところが、その当日である21日と日付された手紙によって、ビール教授は秘書宛に12葉と13葉を送り、若干の修正と訂正とを求めていた。判決は修正ないし訂正前に存した遺言を検認することを認めた。それはパーティの終了後にビール教授が秘書宛に手紙を発送することは可能であったと推論し、たとえ遺言作成時に証人の面前にあったとしてもそのように速く変更したということは12葉と13葉とを作成時に遺言とする意思がビール教授にはなかったことを示すものであるとする控訴人の主張に対しては、遺言作成時に「彼がすでにこれに関し心変わりしていたこと」を示す立証の負担は控訴人の側にあるとして却けた。

以上の2つの例にみるように、遺言者の死亡後にその遺言にこの書面が入れられるべきかどうかの問題はきわめて困難な事実認定作業なのである。

ところで、遺言者が遺言書の副本 (duplicate) を作成することがある。先の *In re Beale* においてもカーボンによって写し3通をタイプして作成している。その場合に、遺言者が正本に署名し、証人が誤って副本に署名した場合に2つ合せて遺言とすることが認められるか。遺言者はそのようにして遺言として認める意図をもっていなかったから、遺言とすることはできないが、2つの書面が作成時に一緒に綴じられているなど物理的に結合しているときには遺言として有効であると解されている。<sup>(20)</sup>

(10) Ritchie et al, supra note 6, at 218.

(11) Mennell, supra note 2, at 108.

(12) 昔は紙ひもで綴じ、そのうえを sealing wax でかためるという方法が用いられた、という。Scoles & Halbach, supra note 7, at 120.

(13) Scoles & Halbach, supra note 7, at 120.

(14) Thomas E. Atkinson, Handbook of the Law of Wills, p. 381 (2nd ed.

1953).

(15) Mennel, *supra* note 2, at 109; Ritchie et al, *supra* note 6, at 219.

(16) Scoles & Halbach, *supra* note 7, at 120.

(17) Atkinson, *supra* note 14, at 382.

(18) ただし、このような考え方はむしろ少数であって、今日では外的証拠によって1通の書面であることを証明しようとする見解が一般的である。

(19) Atkinson, *supra* note 14, at 380, n. 5.

(20) Atkinson, *supra* note 14, at 383; Ritchie et al, *supra* note 6, at 219.

### 3. 指示による別書面の遺言への組み込み (incorporation by reference into a will)

(i) 契約書などの法的証書を作成するときに、現存する書面をそのままなぞって契約書のなかに記述するのではなく、現存する書面を指示によって作成する証書へ組み込むことが一般的な起案 (drafting) の実務である、といわれる。<sup>(21)</sup>そして、現存する書面のコピーをその組み込む書面に添付するのである。この起案実務は遺言書の作成においても利用される。すなわち、遺言中で現存する書面を指示し組み込むことが行なわれるのである。これが指示による組み込みの法理 (doctrine of incorporation by reference) である。この法理は、若干の州<sup>(22)</sup>では、遺言の方式を履践しない書面に遺言の一部としての効果を与えることになるから、詐欺に対する正式の安全弁を欠くことになるという理由で認められていないが、多くの州では認められている。<sup>(23)</sup>この法理は組み込まれる書面を遺言の一部として取り扱うものではないが、遺言の意味するところを完全なものとするものであり、遺言として統合 (integrate) されるものではないが、あたかも統合されたごとくに組み込まれる書面を取り扱うのである。より正確に言えば、組み込まれる書面は遺言の一部ではないが——したがって、遺言検認のために提出される必要はないが——、遺言の解釈のため遺言とともに読まれ遺言の一部と考えられることになるのである。<sup>(24)</sup>このように指示による組み込みの法理は、組み込まれる書面を実質的には遺言の一部として遺言の効果を与えることになるので、偽造や改ざんの防止のために遺言作成の安全弁として一定の

要件を必要とするのである。<sup>(25)</sup> それらの要件は次の4つである。

(1) 組み込まれる書面 (extrinsic writing) は遺言が作成された時に実際に存在しなければならない。

(2) 遺言が作成された時に存在するものとして遺言がその書面を指示していなければならない。現に書面が存在している場合でも遺言が将来の文言で指示しているような場合にはこの法理は適用されない。

(3) 遺言に組み込む意思が遺言のなかに現われていなければならない。

(4) 組み込まれる書面は同一性を確認できるほどに十分遺言のなかに記述されていなければならない。

さて、右に述べた4つの要件のそれぞれにつき、いま少し詳しく考察しておきたい。

まず(1)の書面が遺言作成時に存在しなければならぬとする要件は、きわめて厳格に適用される。遺言が現に存在するものとして記述しているとしても、書面が遺言作成後に書かれたものであることが証明されれば、この要件を充たさない。<sup>(26)</sup> それは遺言作成後直ちに書面が作成された場合であっても組み込まれない。だから、この要件は丁度前節2で述べた遺言の統合 (integration) と同じことを要求するものであるといえる。ただ遺言の統合は遺言作成時に証人の面前に提出されることを要求されるのに対し、ここでは組み込まれる書面は必ずしも証人の面前に提出されることを要求されないのである。遺言が書面を存在するものとして指示していたが、実際には存在せず遺言作成後に書面が作成され、のち遺言補足書が作成された場合には、その書面は組み込まれることが認められる。このことが問題とされたのが *Simon v. Grayson*, 15 Cal. 2d 531, 102 P. 2d 1081 (1940) である。このケースは次のようなものであった。

遺言者は1935年に死亡し、その貸金庫から1932年3月25日付の遺言書、1933年11月25日付の遺言補足書および1933年7月3日付の手紙とが発見された。遺言書の第4項は手紙のなかで指示されている人に一定額を支払うために遺言執行者に6,000ドルを委ねることを定めており、その手紙は遺言執行者サイモン氏とグリーン氏とに宛名され、かつ手紙の日付は1932年3月25日とされるであ

ろうと述べられていた。ところが、1932年3月25日付の手紙は死後遺言者の身廻り品のなかから発見されなかった。貸金庫のなかから発見された手紙は1933年7月3日付であったが、その手紙は遺言執行者に委ねた6,000ドルのうち4,000ドルをコーン夫人に支払うよう指示していた。コーン夫人は遺言者の死亡後1週間後に死亡したので、コーン夫人の遺言執行者が4,000ドルを請求したのが本件である。事実審はこの請求を認めた。主たる問題は、手紙が有効に遺言のなかに指示によって組み込まれるかである。

そこで、まず判決はカリフォルニア州におけるルールを次のように述べる。「遺言書以外の書面が遺言当時存在していて、さらに遺言中でその書面に対する指示がはっきりとその書面を確認しているかあるいは外部の事実による証明(extrinsic evidence)によって書面に同一性を与えることができるならば、遺言者は書面を遺言に組み込むことができることはこの州においては確立された法である。……将来の書面を組み込もうとする企ては効力をもたない。なぜなら、遺言者は遺言を作成する際に要求される方式に合致させることなしに、その財産を処分する権限を遺言者自身にもたせることは許されないからである」と。そして、さらに本件について論及する。「本件では、手紙は遺言が作成されたときに存在しなかったと推定される。その手紙は遺言の日付のあとの日付をもっているからである。しかしながら、その手紙は遺言補足書が作成されたときには存在している。」「遺言補足書によって遺言処分を改訂するとき、遺言者はおそらく影響を受けないままである遺言部分を再考し再確認するのである。実質的に遺言はその時点で再作成されるのである。したがって、本件における遺言者による遺言補足書の作成は、その手紙が遺言中で指示された手紙として満足いくほどに同一視しうるのであれば、その当時存在する手紙の組み込みを肯定するものとして解されなければならない。遺言補足書は手紙を指示しておらず、かつ遺言は『この補足書によって明示に修正されたところを除き』完全な効力をとどめるべきものとする」と述べているけれども、この解釈は正しいのである。というのは、手紙は、もし適切に組み込まれたなら再公示された遺言(the republished will)の統合された部分となるからである」と。そして、

さらに判決は「この州の支配的先例は非公式の書面が正確に同一視されることを要求しない。記述された文言と外的状況とが問題の書面が遺言中で遺言者によって指示されたものであるという合理的な確実性を生み出すことに結びつくのであれば、それで十分である」としたうえで、「本件では手紙は貸金庫のなかで遺言書とともに発見された。それは遺言が述べているごとく遺言執行者宛であった。これ以外の手紙は発見されなかった。さらに、手紙は遺言者によって書かれたものと認められ、その文言は誤りなく遺言中で述べられている手紙と一致する。それは遺言中で述べられている手紙と確認され、遺言のその部分のなかで指示された同一の主題を取り扱っている。これらの状況すべては、1933年7月3日付の手紙が、その遺言の第4項で遺言者が組み込むことを意図したものであることに疑いを残さない」と判示したのである。

(2)の現在の文言による指示を必要とするとする要件は漸次削除される傾向にあるといわれ、<sup>(27)</sup>統一遺産管理法典第2—510節はこの要件を不要としているが、この要件を必要とする州も少なくない。もし遺言が「私が別書面で指示するであろうところに従い」とか「これから用意する書面により」とか指示文言が未来形で書かれているときは、たとえその書面が遺言作成時に存在していたとしても、組み込みの法理は全く適用されない。Kellom v. Beverstock, 100 N. H. 329, 126 A. 2d 127 (1956)では、別書面である財産のリストは遺言作成後、遺言補足書の作成前に作成されたものであったが、遺言書中に「私が残すであろうリスト」という将来の文言が使われていたために、裁判所はこの法理の適用を拒否した。また、将来の書面ともまた過去の書面ともどちらとも解釈できる文言であるときには、この法理の適用を認めない裁判例もある。<sup>(28)</sup>

(3)の要件については、遺言が単に現存する書面を確認すべく言及しているだけでなく、その書面を遺言に組み込む意思が遺言中にあらわれていなければならないのである。組み込みの意思は組み込まれるべき書面が遺言中に記述されていて、かつ遺言中の文言が、記述されている書面は遺言計画 (testamentary plan) の一部であることを指示しているならば、明確なものとされる。組み込みの意思が遺言にあらわれない場合に、組み込みの意思を証言 (parol evidence)

によって示すことは認められない。<sup>(29)</sup>

(4)の要件は2つの観点に分かたれる。1つは遺言が合理的確実性をもって組み込まれる書面を指示していなければならないことである。他は書面が遺言中の記述に一致しなければならぬことである。後者は前者の裏面であるが、これを別々の要件とするものもある。<sup>(30)</sup>

指示される書面の記述は組み込まれる書面のタイプによって異なりうる。捺印証書、契約書あるいは手形であれば日付と当事者によって適切に記述することができるし、もし遺言であれば日付と証人によって記述することができる(無効な遺言を遺言補足書によって組み込むときはこのようなことがおこりうる)。自筆のメモをその所在によって記述することも認められる(In re Miller's Estate, 128 Cal. App. 176, 17 P. 2d 181 (1932)は「私の手帳のなかの別書面」という指示を十分な記述とした事例である)。

これに反し、「この遺言とともに発見されるであろう封をした手紙」という指示は不十分な記述とされる。この点に関する事例が In re Bryan's Appeal, 77 Conn. 240, 58 A. 748 (1904)である。

このケースは、ベネット氏の遺言の第12項に「私は、この遺言とともに発見されるであろう封をした手紙のなかに述べられている目的のために、私の妻グレイス・ベネットに総額5万ドルを信託的に遺贈する」と規定されており、遺言とともに発見された手紙は遺言と同じ日付であって、ブライアン氏へ5万ドルが引き渡されるべきことが述べられていた。本件で争われた点は遺言中で適切な指示がなされているかどうかであった。裁判所はこれを否定的に解し、次のように述べる。すなわち、「遺言中に引用されている文言のなかにも、その他いかなるところにも、彼の遺言が作成された時に存在し遺言者に知られたものとして、特定の書面に対する明確かつ明瞭で一義的な指示は存在しない。信託の目的が述べられ、遺言作成後に誰れかによって作成されて『遺言と一緒に発見された』封をした手紙ないしそういった手紙の幾つであっても、それぞれが十分かつ正確にその指示に合致したことになるであろう。もし、われわれがその指示は遺言による手紙を指すものであると仮定するとしても、遺言が書か

れた後に書かれたそういった1通の手紙または複数の手紙であってもそれに合致することになる。その指示は、遺言時に存在する書面として『特定の書面に適用することができないほどに曖昧な』のである」と。要するに、特定の書面が指示されていないので、結局指示がないのと同様になるとされたのである。

以上の4つの要件とは別に、自筆証書遺言に自筆によらない書面の組み込みを認めるかである。この点が問題となったのが、Johnson v. Johnson, 279 P. 2d 928 (Okla. 1954)である。本件は次のようなものであった。すなわち、オクラホマ・シティの弁護士ジョンソン氏は、死亡時に日付がなく、署名もまた証人による証明もないタイプによる証書を残したが、その証書は私の遺言という宣言を含んでおり、多くの遺贈を定めていた。彼はその証書の作成後しばらくして、その証書に対する遺言補足書を書いた。この遺言補足書は自筆で全文が書かれ日付が記載され、署名がされていた。オクラホマ州の最高裁判所は次のように述べて、この遺言の検認を認めた。すなわち、

「有効に作成された遺言補足書は先の証書の作成にどのような欠陥があったにせよ、遺言を再作成させるものとして作用するし、その証書は1つのものとして組み込まれるのであり、遺言補足書が適式に作成されたことはその遺言にも拡張されることが、法の一般原理なのである。22州とイギリスはそのように判示している。……適式に作成された遺言補足書が署名されなかった遺言に効力を付与することは、とくにケンタッキー州、ニュー・ジャージー州およびイギリスで判示されてきている」と述べたのである。

このように、自筆証書遺言を認める州の多くは、自筆によらない書面の自筆証書遺言への組み込みを認めるのである<sup>(31)</sup>（もし遺言統合であれば遺言を無効にするのであるが）。

以上に述べたこの法理の4つの要件が、実際にどの程度厳格に運用されているかは別問題であって、裁判所の態度はケース・バイ・ケースで区々であると指摘するものがある<sup>(32)</sup>。また、遺言補足書による再公示の法理(doctrine of republication)を一般的に受け容れたことは、この要件の緩和の傾向を示すものであるとする指摘もある<sup>(33)</sup>。そして、現在の文言による記述を要するという第4の

要件は統一遺産管理法典では削除されていることは先に述べたとおりである。こうした要件緩和の傾向は、生前信託への遺産の注ぎ込みを容易にするためであるといわれ、また、この組み込みの法理における第一義的な今日的課題は遺言から生前信託への注ぎ込みの分野においてであるといわれる。注ぎ込み信託 (pour-over trust) については次章Ⅲ 2 で述べる。

- (21) *Mennell*, supra note 2, at 116.
- (22) *Atkinson*, supra note 14, at 386, n. 6 によれば、コネチカット州、ルイジアナ州、ニュー・ジャージー州、ニュー・ヨーク州の4州が挙示されているが、*Ritchie et al*, supra note 6, at 797 はニュー・ジャージー州について断定をさけ「多分」そうであるとし、またニュー・ヨーク州についてはその適用が制限的であるとしている。
- (23) *Scoles & Halbach*, supra note 7, at 124; *Atkinson*, supra note 14, at 385. *Austin W. Scott, The Law of Trusts*, p. 385 (3rd ed. 1967) はこの法理は多くの州で拒絶されていると述べるが、今日ではこれは誤りといっ  
てよい。
- (24) *Atkinson*, supra note 15, at 385.
- (25) *Mennell*, supra note 2, at 118-9; *Scoles & Halbach*, supra note 14, at 124-5.
- (26) *Atkinson*, supra note 14, at 390.
- (27) *Mennell*, supra note 2, at 119.
- (28) *Magnus v. Magnus*, 80 N.J. Eq. 346, 84 A. 705 (1912). この裁判例  
では「彼女に対する私の指示に従って」という文言が使われていた。
- (29) *Ritchie et al*, supra note 6, at 799.
- (30) *Ritchie et al*, supra note 6, at 798.
- (31) *Mennell*, supra note 2, at 119.
- (32) *Scoles & Halbach*, supra note 7, at 125.
- (33) *Ritchie et al*, supra note 6, at 800.

#### 4. 独立した意味をもつ事実への照合

遺言中に含まれる人や物が外的証拠によって確認されることはしばしば生ず

るが、遺言中の人や物の記述が遺言外のそれ自体独立した非遺言行為によって確定されることもまた生じうる。遺言法は人や物についての記述を詳細にすべきことを要求していないのであって、それらの記述は遺言外の事実<sup>(34)</sup>に照らして特定しうるものであればよいのである。したがって、ある特定人の相続人や最近親者を受遺者とする遺言であってもよいし、死亡時に有していた自動車や特定の会社の全株式を遺贈する遺言であってもよいのである。のみならず、遺贈物をどこそこの貸金庫のなかに入っている物とかどこそこの部屋や机の引き出しのなかにある物とかいう文言で特定してもよいと解されている<sup>(35)</sup>。このような特定の仕方では、遺言作成後遺言者がそのなかの物を出し入れして増減を操作することができ、場合によってはこの法理を濫用するものとなるが、その操作自体は遺言に影響を与え遺言の内容を完成させる行為ではないとされるのである<sup>(35)</sup>。それらは生前に作成された遺言が死亡時に効力を生ずることから発生する不可避の状況と考えられるからである。

Moss v. Axford, 264 Mich. 288, 224 N.W. 425 (1929) では、遺言者は遺言執行者に全遺産を委ねたうえ「私の晩年に最善の世話を私にしてくれた人で遺言執行者の意見において私の右財産に値すると考える人に全額支払うこと」を命じる遺言を作成した。右は受益者の定められていない信託であって無効である旨が遺言者の相続人によって主張された。しかし、裁判所はこの主張を却けて、次のように述べる。すなわち「ジラード夫人〔遺言者〕の目的は適法であって、もし法が困惑させられるほどに不確定でないのなら遂行されるべきである。受益者が名前によって指定され、あるいは自動的に確認がなされるような記述により指定されることは必要でない。のみならず、遺言者がその財産の帰属する特定の個人を心に描くということも必要としない。裁判所が外的証拠によって受遺者を特定するに十分明瞭な文言を遺言者が用いているのならば、それで十分なのである。」そして、本件はそのような事例であると判示したのである。

また First National Bank v. Klein, 255 Ala. 505, 234 So.2d. 42(1970) では、遺言者はその息子に財産を残したが、もし息子が自分よりも先に死亡し

た場合には財産は息子の遺言で定められた受遺者へ帰属するものとされていた事例であって、裁判所は、息子が残すかもしれない遺言を指示していた時は指示による組み込みは不適當である事を認めたが、息子の財産に与えるこの遺言の効果は遺言者の遺言から独立した実質的な意味を有しているとしたのである。

これに対し、遺言作成後の書面で受遺者のリストや遺贈物のリストを作成することを委ねる遺言は遺言に影響を与える行為であり、正に遺言内容を完成させる行為として許されない。Hastings v. Bridge, 86 N. H. 247, 166 A. 273 (1933) では正にそのような行為であるとされた。このケースでは遺言書の第4項がヘイスティング夫人に貴金属類などを遺贈し、「私が彼女に宛てて書き残すであろう指示の手紙またはメモのなかで指名された人たちにそれらを分配することをヘイスティング夫人に要求する」と定めており、かつ指示の手紙またはメモのなかで言及されていない物品はヘイスティング夫人の取得すべきものとされていた。遺言作成後に作成されたメモは遺言の一部として検認されることは否定された。そこで、遺言執行者はメモのなかで言及されている物品がヘイスティング夫人の取得すべきものか、それとも一般の遺産の一部として相続人であるブリッジ氏の取得すべきものかの決定を裁判所へ求めたのである。裁判所は右貴金属類は一般遺産となると結論し、次のように述べた。すなわち、遺言作成後の財産の変動を許容する理論も「制限に服すべきものである。遺言者のそれ自体遺言的性質の特定の行為が遺言による供与を完成するために要求されるときには、その行為は遺言法に定められた方法によって証拠だてられなければならないのである。本件は正にそのような状況である。本件は、財産の種類、場所、所有権またはその他の特徴によって記述したという問題ではない。その記述は遺言者が遺言の方法で行なったことに関係している。遺言は、メモが財産の有効な処分——すなわち遺言の一部であるべきものと明らかに考えている」とし、さらに「本件ではヘイスティング夫人の取得すべき物の記述は不完全である。……遺言中に含まれる記述には与えられるべき財産についてまたは関連して何も述べられていない。遺言者はその遺言のなかで『私は他の者に与えなかった部分をヘイスティング夫人に与える』とか、もっとダイレクトに

ヘイスティング夫人に当てはめれば『私が彼女にあげないと後に言わなかった部分』をあげる、と述べているのである。この特定は不完全である。それは遺言中で述べられた文言のなかで生ずることになるというような財産に関する取引、すなわち売買、所在の変更といった類のことによって完成されることはできないものである。本件でこのことを含むこのようなメモは遺言供与を証明するために用いられることはできないから、供与されない物を示すために使用されてよく、したがってその供与を有効なものとするということは論理的でないように思われる」と判示したのである。

要するに、本法理の適用される行為は遺言とは離れて行なわれるそれ自体独立した意味をもつ行為であらねばならぬのである。そして、その行為は遺言者の行為であってもよいし、また受遺者の行為など第三者の行為であってもよいのである。

(34) 2 Bowe-Parker, Page on Wills §19.34 (1960); Atkinson, supra note 14, at 394.

(35) Atkinson, supra note 14, at 395.

### Ⅲ 遺言による信託の設定

#### 1. 遺言信託一般

遺言信託は何故多く用いられるのか。スコウルス=ホルバック 両教授の解説するところ<sup>(36)</sup>によって、これを説明しておこう。

遺言信託が用いられる第1の理由は、家族、とくに妻と未成年の子とに遺言者(夫)の死後の収入を確保させ経済生活の安定を保障することである。そして、家族の経済生活を保障することを必要としなくなったとき——それはしばしば妻が死亡したときである——に、信託を終了させ一定の者(たとえば遺言者の子)に遺産を分配することを行なうのである。すなわち、残余権(remainder)の設定である(ちなみに、ここから残余権者にどのような権利が生ずるかという問題、すなわち future interests の問題が発生するのである)。

第2に、未経験で年老いた妻は遺産を管理・運用する能力に欠けるので、この者に代わって財産管理能力の優れた者——信託会社に限られない——を受託者として遺産を管理・運用させるためである。相続人が未成年の子である場合には、わずらわしい手続のもとで裁判所の厳格な監督を受ける後見制度 (guardianship) を避けるためにも遺言信託が設定される。こうして、遺言者は自分の死後残された家族のため一定期間扶養源を確保するのである。

第3に、節税の目的による。これは相続税を最小限にとどめるためである。その意味はこうである。遺言者Aは妻Bを受益者としてBの死亡するまで信託財産から収益を与え、Bの死亡によりAの子Cが残余権者として信託財産を取得する旨の遺言信託を設定したとする。この場合には、子Cの信託財産の取得は遺言信託によって生じたものであって、妻Bの死亡による相続の結果生じたものではないから、妻Bの死亡による相続税を回避することができるのである。すなわち、妻に所有権を与えていれば、子CがAの財産を承継するまでに2度の相続税を支払わなければならないのに、1度の相続税の支払いですます工夫として信託を利用するのである。

以上のような遺言信託の利用動機をみると、それは生前からの estate planning の一貫として利用されるものであることが判明しよう。

(36) Scoles & Halbach, *supra* note 7, at 226 et seq.

## 2. 注ぎ込み信託 (pour-over trust)

遺言によって遺産を生前信託へ付加することを注ぎ込み (pour over) という<sup>(37)</sup>。この注ぎ込みは生前信託の証書を遺言へ組み込むことによって行なわれる。そこで、遺言作成後に生前信託が修正されると、遺言の方式によらずに遺言の内容を変更したことになり、遺言の方式を免脱することになる<sup>(38)</sup>。また、組み込みの法理は、前章3でみたように遺言作成時に存在する書面の組み込みのみを許容するのであって、遺言作成後に作成された生前信託の修正証書を組み込むことは認められないのである。これに対処するには、生前信託の修正証書

を遺言補足書として作成するか、あるいは別箇に遺言補足書を作成し、この遺言補足書が修正証書を組み込むものとするかなど、いずれにせよ遺言補足書を作成しなければ、修正された生前信託へ遺産を注ぎ込むことは認められない。この点に関する裁判例が *President & Directors of Manhattan Co. v. Janowitz*, 260 App. Div. 174, 21 N. Y. S. 2d 232 (1940) である。

本件では、遺言の作成時にオリジナルの信託証書と2つの付属証書とがあった。3つ目の付属証書は遺言作成後に効力を生じた。4つ目の付属証書は遺言作成の2カ月後に作られた。その結果、遺産は遺言によってではなく信託証書の条項を変更することによって処分されることになった。

判決はいう。「信託証書を、修正されたように、組み込むことを許すならば、遺言法によって要求されるところに従い公示され (published) 証明されることのない証書によって、遺言を変更することを遺言者に許容することになるであろう。制定法はそのように脱法されてはならない。しかも、財産がオリジナルの証書と3つの付属証書に基づいて承継されるならば——下級審裁判所が決定したように——、遺言者の目的および意思は、その者が財産はオリジナルの証書と4つの付属証書に規定されたように処分されるべきことを意図したのだから、そこなわれることになる。」また「信託証書を修正する 権限の留保 とその反復された行使とは、信託証書に付着するかもしれない独立の意味すべて (all independent significance) を除去したのである」と。

この裁判例の考え方は、組み込みの法理は遺言作成時に存在する書面にかぎられるということを前提しつつ、遺言者の意思は遺言作成時のそれによって決定されるべきであるから、本件では遺言作成時に存したオリジナルの証書と3つの付属文書に従って遺産処分が行なわれることになるが、それは遺言者の意思でないから、本件の注ぎ込みは無効であるとするのである。そして、修正された信託は遺言の内容を確定する独立した意味をもつ事実ともならないとしたのである。

*Clark v. Citizens National Bank*, 38 N. J. Super. 69, 118 A. 2d 108 (1955) 生前信託証書とその信託証書の文言と条項に従って受託銀行へ遺贈

することを定めた遺言書とが同じ日に作成されたが、2つの証書の作成順を示す証拠はなく、裁判所は信託証書が先に署名されたものと推定した。しかし、信託はその作成の翌々日に受託銀行に受け付けられたため、裁判所は遺言の作成日において有効な信託の存在という組み込みの法理の本質的な要素の1つを欠いていることを理由に当該遺贈を無効と判示した。しかし、組み込みの法理は遺言の作成時における書面の存在を要求するのであって、遺言の作成時に有効な信託が成立していることまでを要求するものではない。

それでは生前信託が修正されたとき、オリジナルの信託証書に従って遺産が処分されるべきことを定める遺言はどのように取り扱われることになるのか。先の Janowitz case では、遺言者の意思に反するものとして当該遺贈は無効とされたが、オリジナルの信託証書の条項に従って遺産は承継されるという考え方もある。Koeniger v. Toledo Trust Co., 49 Ohio App. 490, 197 N. E. 419 (1934) では、遺言の作成後生前信託は修正されたが、修正は新たな信託受益者を付け加えたものであった。そこで、裁判所はその修正によって影響を受けず遺言処分は遺言時に存在した信託の条項に従って信託として保持されるとしたのである。また Old Colony Trust Co. v. Cleveland, 291 Mass. 380, 196 N. E. 920 (1935) においても、遺言作成後修正された生前信託の受託者への遺産の遺贈は、オリジナルの信託証書の条項に従って信託上所持されるものとされた。すなわち、「遺言者がたとえそのように期待したとしても、遺言によって承継される遺産はその生存中に設定された信託基金に単純に加えられることはできないし……、かつ修正された信託基金のもとの窮極の目的にその基金の成行をまかせることはできない。……検認裁判所が、その決定のなかで、遺言のもとで承継される基金は変更されぬままであるオリジナルの信託捺印証書の第3項および第4項の目的のために所持されるとしたのは正しかったのである」と。

このように、修正後の信託への注ぎ込みを認めず、オリジナルの信託証書の文言によって遺産処分が認められるとすると、それは生前信託とは別に新たな遺言信託を設定することになるのである。しかし、それは必ずしも遺言者の意

思でないように思われる。そこで、組み込みの法理を離れ、遺言者の意思を基調とした解釈をしようとする動きがあらわれる。その最初のケースは *Second Bank-State Street Trust Co. v. Pinion*, 341 Mass. 366, 170 N. E. 2d 350 (1960) である。このケースは次のようなものであった。リチャード・サイモンズとその妻エドナのそれぞれの遺言は、1955年4月27日に作成されたものであるが、1945年9月13日付で2人によって設定された撤回しえかつ修正しうる生前信託の受託者へ遺産を与えるものとしていた。1955年11月にリチャードとエドナは2人の死後になされるべき信託財産の処分を変更することとして信託を修正した。1956年11月にエドナが、1958年3月にリチャードが、それぞれ死亡したので、遺言執行者たる本件銀行が遺産はどのように分配されるべきかの指示を裁判所に求めた。

判決はまず指示による組み込みの法理は適用されないとする。それは、遺言に信託の処分条項を組み込み遺言の処分条項とする意思是遺言の文言から明確に否定されるからであるとし、本件では組み込みの法理を視野の外においた。ついで、判決は修正された信託への遺産供与について論ずる。*Old Colony Trust Co. v. Cleveland* 事件が修正された信託への遺産供与をすることができないとする判旨は現代の法思想と一致しないものとして、本件はこれによって決定されないとし、次のように述べる。「我々は、その後の独立した意味をもつ行為 (subsequent acts of independent significance) は遺言法の下での証明を要求しないという確立した衡平法上の原則が適用されるから、その後の修正は効力を有するという現代の法思想に同意する」と。そして、「詐欺に対する遺言法の根本的目的は、信託の設定に現存する方式と受託者に対する財産の現実譲渡 (actual transfer) の方式 (solemnity) とにおいて守られるのである」と述べ、遺言外の独立した意味をもつ事実の法理を全面的に採用し、修正された信託への注ぎ込みを肯認したのである。

この判決以後、遺言外の独立した意味をもつ事実の法理によって修正された信託への注ぎ込みを肯定する判決があらわれる。一方、組み込みの法理によつて注ぎ込みを肯定することが困難であったため、制定法上これに対処しようと

する動きがあらわれ、Uniform Testamentary Additions to Trusts Act が作られた。この統一法を採択した州は1981年12月31日現在で43州とコロンビア特別区である。<sup>(40)</sup>このように注ぎ込み制定法の立法は指示による組み込みの法理への依頼をますます減少させるとともに、同時にそれらの制定法によって組み込みの法理はその適用において裁判所をもっとリベラルにさせることになろうという鋭い指摘がなされている。<sup>(41)</sup>というのは、遺言法を貫いている詐欺の防止という法政策は今日エステイト・プランニングとの関係において重要性を減じているという立法府の判断をそれらの注ぎ込み制定法は示していることになるからである。

かくして、組み込みの法理によって生前信託への注ぎ込みを認めた判例法は衰退し、代わって遺言外の独立した意味をもつ事実の法理によって注ぎ込みを肯定する判例法が確立しているのである。そして、この2つの法理は実務的な差異をも生み出すのである。すなわち、組み込みの法理によって注ぎ込みを肯定することは、生前信託を遺言のなかに組み込むことを認めるものであるから、むしろ生前信託は遺言にとりこまれ遺言信託として検認裁判所の監督に服することを意味するのであるが、これに対し、遺言外の独立した意味をもつ事実の法理の適用は、遺言者が生前信託へ遺産を遺贈することを認めるものであって、当該信託は検認裁判所の監督を受けないなど、遺言法上の制約も最小限にすることができるのである。<sup>(42)</sup>(それゆえに、エステイト・プランニングではこちらの法理がより好まれるのである)。

そこで、いずれの法理によって注ぎ込みが行なわれたかが監督裁判所との関係で問題となったケースがある。すなわち、Wells Fargo Bank & Union Trust Co. v. Superior Court, 32 Cal. 2d 1, 193 P. 2d 721 (1948) がそれである。

事案は次のようなものであった。ロビンス財団(Robbins Foundation)は公益信託であって、F. A. ロビンスによって生前設定され、何度か修正がなされてきたものである。彼の死亡後、その遺言は、遺産の一部をロビンス財団と名づけられている信託の受託者としての申立人に委ねていた。申立人は本件土地の権

利の売却の認証を得るために検認裁判所の命令を求める申立をしたのである。

判決は次のように述べて申立を却下した。すなわち、「通常、生前信託の信託者が遺言によって信託に付加されることを信託証書のなかで規定し、かつ遺言のなかで信託への財産供与を規定しているときは、遺言者の意思は全財産を1つの単位として取り扱うことを受託者に権限づけることにある。……本件では、信託者は2つの単位として管理されるべき1つの信託として『ロビンス財団』を意図したのである」として、遺贈はすでに存在する信託の目的物の拡大のためであるとしたのである。本件では、遺言への組み込みを認めれば修正前の信託証書による遺言信託が設定されることになり、それは結局遺言者の意思に反して2つの信託を認める結果となってしまうというのである。

以上のようにみてくると、遺言によって生前信託へ注ぎ込みをする場合には、2つの方法ないし考え方があることになる。1つは組み込みの法理によって生前信託を遺言のなかへ取り込む方法であり、他は生前信託の受託者へ遺贈するという方法である。前者はやや硬直的 (strict) である。すなわち、遺言作成後の生前信託に対処できないだけでなく、遺言へ組み込むことによって検認裁判所の継続的裁判権に服するからである。後者は柔軟的 (flexible) である。生前信託は必要なときに衡平裁判所の許可を得ればよいからである。<sup>(43)</sup> 遺言が pour over 条項を有するとき、どちらの考え方によったかは、もちろん遺言の解釈によって決定される。

しかし、両者は実際には区別しにくい。たとえば、In Estate of Steck, 275 Wis. 290, 81 N. W. 2d 729 (1957) では、遺言に「私の遺産は上記銀行に遺言信託の受託者として、または、遺言信託に基づいて供与されるというのは私の意図ではなく、私の遺産の遺贈はこの遺言の作成時にすでに存在する明確な法的実体としての1951年9月17日付の上記の信託に対してなされるのである」と規定されていた。この遺言条項の解釈が問題となった。遺言者の妻は遺言が遺産を受託者へ遺贈しているのであるから、その信託は指示により遺言に組み込まれる、換言すれば注ぎ込みの条項によって信託は遺言と結びついているからその信託は遺言によるものであると主張した。これに対し裁判所は遺言

が「既に存在する明確な法的実体」の受託者として遺産は供与されると規定していたことを理由に、遺言者の妻の主張は正に遺言者が避けようとしていたことであるとして、排斥したのである。

生前信託の受託者への遺贈といっても、その生前信託を遺言に組み込んだうえでその受託者へ遺贈するものか、組み込まずに生前信託の受託者へ遺贈するものかを決めなければならないのである。それはかなり微妙な遺言解釈であるといってよい。そこで、遺言を起案するときに裁判所との関係を指摘することによってどちらの考え方をとったのかを明らかにすることが行なわれるといわれる<sup>(44)</sup>。UPCはこのように2つの考え方によって生ずる結果の差異を除去する試みを行なっている。

- (37) 注ぎ込み信託に関する裁判所の流れは、Scott, *supra* note 23, §54. 3 に整理されている。
- (38) *Atwood v. Rhode Island Hospital Trust Co.*, 275 F. 513 (1921)は、遺言者が遺言作成後にエジプトからの電報によって信託の目的を変更したケースで、判決は「明らかに、そのとき残余の遺産の現実の処分は遺言によらず、信託証書の諸条項を変更することによってなされたのである」とした。
- (39) *Canal National Bank v. Chapman*, 157 Me. 309, 171 A. 2d 919 (1961).
- (40) *Ritchie et al*, *supra* note 6, at 811 による。Max Rheinstein & Mary Ann Glendon, *The Law of Decedents' Estates*, p. 223 (1971) はほとんどすべての州がそのような制定法を有すると述べている。
- (41) *Ritchie et al*, *supra* note 6, at 800.
- (42) *Scoles & Halbach*, *supra* note 7, at 321. なお、UPC Art. 7 はこの裁判所の区別を認めようというのである。
- (43) *Scoles & Halbach*, *supra* note 7, at 321. そうだからといって、後者だけが利用されるというわけではない。裁判所の厳格な監督に服することを欲する場合がときにあるという。
- (44) *Ritchie et al*, *supra* note 6, at 811.

### 3. 秘密信託 (secret trust)

遺言により信託を設定しようとするが、信託の設定は遺言外の指示（しばしば口頭による約束）によっており、遺言書の文言上は信託設定文言が全くあらわされていないために当該の遺言によっては信託設定の意図が全く窺い知れない遺言信託を秘密信託<sup>(45)</sup>という。秘密信託は遺言信託設定の意図を秘密にするというところから名づけられたものであるが、遺言書の作成という観点からすれば秘密信託は遺言による信託設定とされるべきか否かという問題となるわけである。半秘密信託 (semi-secret trust or half-secret trust) でも同様である。半秘密信託は受遺者に絶対遺贈するのではなく、受託者として遺贈する旨が遺言上明らかにされているが、信託の内容は秘密とされている場合をいう。かような信託設定が遺言信託として許容されるかどうかと同様に問題とされるわけである。換言すれば、遺言を解釈し遺言内容を確定するにあたって外的証拠 (extrinsic evidence) の使用を許すべき場合に該当するかどうかという問題である。受託者に対する信託に関する指示（約束）が書面でなされているときは組み込みの法理および独立した意義をもつ事実の法理が適用される場合かどうか、口頭でなされているときは後者の法理の適用されうる場合かが問題とされることになる。

前章でみてきた遺言の作成に関する諸準則によれば、遺言中に受遺者＝受託者に対して書面を特定できる程度に記述された信託に関する指示が書面によりなされた旨の記述があることを必要とし、かつその指示書面の作成は遺言の作成前に行なわれていなければならないとされているから、信託の設定文言が遺言上にあらわれない秘密信託においては組み込みの法理の適用の余地は全くないといってよい。半秘密信託においては、その適用は若干問題となりうるが、「受託者として誰某に財産を遺贈する」という形で記述される典型的な半秘密信託では同様に組み込みの法理の適用はない。独立した意義を有する事実の法理についても、この法理は遺言の文言の意味するところを確定するために使われるものであるから、遺言上に信託の存在を示す文言が示されない（完全）秘

密信託においてはやはり適用の余地がないものとされる。半秘密信託については、その適用の可否は問題である。

よく引用される裁判例 *Olliffe v. Wells*, 130 Mass, 221 (1881) はこの点にもかかわるものである。事案は「私〔遺言者〕がエリーザー・ウェルズ氏に表明したあるいは表明するかもしれない希望を遂行するために彼の載量において最良と思われる方法で遺産を分配すべく彼に」遺産を信託的に委ねることを定めた遺言に対して、遺言者の相続人が衡平法上の救済を求めたものである。判決は、次のように述べて原告の請求を認容した。すなわち、「もし遺言中で明確に定められていないが、遺言中で遺言者が述べているごとく遺言の作成前に遺言執行者に伝えておいた信託に基づいて遺言者が遺言執行者に財産を遺贈したならば、このような信託は、法的効果に関するかぎり、遺言執行者の自白、あるいは証言によって証明されうるものであり、かつ遺言執行者に対し履行させることができる」とイギリスでは判示されてきている。……しかし、これらの裁判例は基礎的な区別を見過ごすかあるいは無視しているように思われる。」「遺言がその表面上受遺者はコモン・ロー上の権原のみを取得し受益権を取得せず、かつ信託は効力を生ずるためには十分に遺言によって定められていないときは、衡平法上の権利は、復帰信託によって、遺言によって処分されたものとしてではなく、死者の財産として、相続人や最近親者に帰属する。彼らは、受遺者のいかなる行為によっても、死者から直接彼らに生ずるこの衡平法上の権利を奪われえない。法が遺言処分すべてにわたって基底的方式で記述されているのでなければ、死者の意思によってもそうである。したがって、遺言の表面上十分に宣言されていない信託は、法律上の相続人や最近親者の権利を打負かすために外的証拠によって設定されることはできない」と。要するに、遺言の方式に従って明確に宣言された明示信託でなければ、相続人らの衡平法上の権利を奪うことはできないから、外的証拠によって不明確な信託の内容を補い、信託を設定させることは認められないというのである。したがって、遺言者の意思による信託の設定が認められないために、相続人のために復帰信託が成立することになるのである。

かくして、秘密信託も半秘密信託も、アメリカでは、遺言者の意思によって遺言により設定することは認められない。半秘密信託は明示信託が有効に成立しない場合として、右にみたように復帰信託となるが、秘密信託では遺言信託が成立しないからといって、本来信託的に遺贈を受けた受遺者が財産を絶対的に取得することは衡平法に反する。そこで、秘密信託は、遺言外で遺言者と受遺者とが信託につき合意していれば、受遺者が信託的に保持することに同意した者のために法定信託として認められるとするのが、アメリカの通説的な見解である。<sup>(46)</sup> リステイトメントもこの見解を採用している。<sup>(47)</sup> 右の合意は遺言の作成時であっても作成後になされたものであってもよい。遺言者に遺言の撤回をとどめさせる合意は遺言者に遺言をさせる合意と同様に法定信託の基礎となりうるからである。<sup>(48)</sup>

このように秘密信託を法定信託とするのは、受遺者の財産取得は不法ではないが、もしそのまま受遺者に財産を所持させるならば、それは不当に利得させることになるので、衡平法によって法定信託が成立するものとされるのである。しかし、結果的にみると、秘密信託では遺言によって信託が成立したのと大差ない結果が実現されるのである。

(45) 受遺者が約束を履行しなかった場合などについては、本稿ではふれない。それらについては、Scott, *supra* note 23, §55. 1をみよ。

(46) Scoles & Halbach, *supra* note 7, at 310; Ritchie et al, *supra* note 6, at 587.

(47) Restatement of the Law of Trusts, Second ed. §55(1)は「遺言者が信託的に財産を所持するという合意を信頼してある者に財産を遺贈する場合には、受遺者は自らがそれを所持することを合意した者のために法定信託によって財産を所持する」と規定する。

(48) Ritchie et al, *supra* note 6, at 587.

#### IV むすび

以上みてきたように、遺言信託の設定は遺言法と深く絡み合って論じられ

る。本稿は遺言信託を設定する遺言書の作成という論点に絞って論じたものであるが、これだけからみても、遺言信託には遺言法に係わる固有の問題があることが分かるであろう。それは、遺言という遺言者の死後に効力を生ずる制約の多い証書によって信託を設定するために生ずる問題でもある。こうした遺言信託に固有の問題を1つ1つ洗い出し、明らかにしていく作業が今後とも必要とされるであろう。アメリカ法におけるこうした作業はわが信託法の解釈や立法作業に多くの示唆を与えるものと思われる。本稿はアメリカ法の現況を紹介したものにはすぎないが、そのような作業への出発点をなす私自身の覚書である。

(上智大学教授)

